

平成27年度事業報告書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

特定非営利活動法人 21世紀大学経営協会

1. 事業の成果

(1) 私立大学のガバナンス改革に向けた法改正の研究・提言

一昨年の改正「学校教育法」及び「国立大学法人法」は昨年4月施行されましたが、全国の国公立大学1,132（短大を含む）を対象に、文部科学省による内部規則等の総点検・見直し状況に関する調査が行われました。

結果は一部を除きほぼ全ての大学において、改正法に則り「学校教育法」に係る「学長の最終的な決定権限」に関する内部規則等の改正、また「国立大学法人法」に係る「学長選考」等に関する基準等の変更が終了したことが確認されました。今後は学内規定に則り、着実な実行が待たれるところです。当協会としても一定の経過時点でアンケート調査等により定着状況のフォローを検討してまいります。

(2) 「大学のガバナンス改革の推進方策に関する検討会議」への参画

文部科学省では、一昨年の改正法成立後、ただちに同法の趣旨を踏まえたガバナンス体制の総点検と必要な見直しが円滑に行われるようにするための推進策の検討を目的として、標記会議を設置しました。同会議の検討期間が今年度も更新されたことから、引き続き当協会理事が委員として参画し、実効性のある改革施策等の提言を行いました。取り分け、私学のガバナンス改革はその独自性を尊重しつつ、よりよいガバナンスは如何にあるべきか、改正法施行後の各大学の状況や多方面のご意見を伺いつつ、同検討会議で提言をしました。

(3) アンケート調査の実施（「第6回大学法人の資産運用調査」）

当調査は、全国の国私立大学対象の資産運用調査として隔年実施をしてきましたが、今回の調査で6回目となりました。今回調査は、本調査を開始した2005年の第1回調査から10年目の節目に当たります。そこで、今回は当年度調査報告に加え、「大学法人資産運用調査～10年の軌跡～」としてこの10年間のアンケート結果の推移を別冊としてこの間アンケートに協力していただいた大学へ資料還元しました。

そもそも本調査は、我が国の金融破綻による2005年4月のペイオフ解禁を契機としてスタートしましたが、大学の資産運用もリーマンショックを始めとする内外の金融危機に翻弄され続けた10年でした。当協会の本調査の最大の目的は、学内運用既定および責任体制の整備・充実にありましたが、理事会や役員の間与度も大幅にアップし、所期の調査目的は一定の成果をみました。一方、大学における預金の分散化と運用の多様化が急速に進む結果となりました。同時にマーケット金利の低下からリスク商品も一定の量的拡大へとつながりましたが、迎えた2008年10月のリーマンショックにより、かなりの大学で少なからず資産の毀損に見舞われることとなりました。その後、運用ご担当者にとっては世界的な金融緩和による超低金利市場の中で大変厳しい運用を担わざるを得ない状況となりましたが、さらに本年1月、日本銀行はマイナス金利政策を導入、全く視界ゼロの先行きに一層難しい判断を迫られる状況となっています。

2. 事業の実施に関する事項

(特定非営利活動に係る事業)

事業名	内容	実施日等	実施場所	従業者 の人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
情報収集 普及事業	ホームページによる広報、資料の購入・配布	随時	法人の事務所	5名	会員及び高等教育に関心を持つ一般市民、団体・企業	2,805
	・シンポジウム・講演会開催	1回	日本プレスセンタービル	200名	会員及び高等教育に関心を持つ大学・企業	
大学等経営改善 支援事業	第6回大学法人の資産運用調査等	平成27年7月	全国国立及び私立大学法人	156法人	大学関係者及び当協会会員	649
大学等評価 事業	個別大学の「卒業生による大学評価」	1回	委託国立大学法人		同委託法人	475
合 計						3,929